

逗子市国民保護計画

【概要版】

(案)



平成 28 年 月

逗 子 市

国民保護法とは

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」とは、武力攻撃や大規模なテロ等の事態から、国民の生命、身体及び財産を保護し国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするため、国全体としての万全の態勢を整備し、国、地方公共団体、その他公共的機関が一体となって「国民の保護のための措置」を的確かつ迅速に実施することを目的として、平成 16 年 9 月に施行されました。

国民保護計画について

国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は国民保護計画を作成することが義務付けられました。

この計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、国民保護措置の実施体制、避難や救援に関する事項、平素から備えておくべき事項などをあらかじめ計画するものです。

逗子市国民保護計画の変更について

逗子市では、国民保護法第 35 条の規定に基づき、平成 18 年度に「逗子市国民保護計画」を策定しました。

平成 23 年 3 月に「逗子市国民保護計画」の変更を行いましたが、平成 26 年 11 月に、県が「神奈川県国民保護計画」を変更したことを受け、このたびの変更を行うものです。

第 1 編 総論

市の責務、計画の位置づけ、構成等

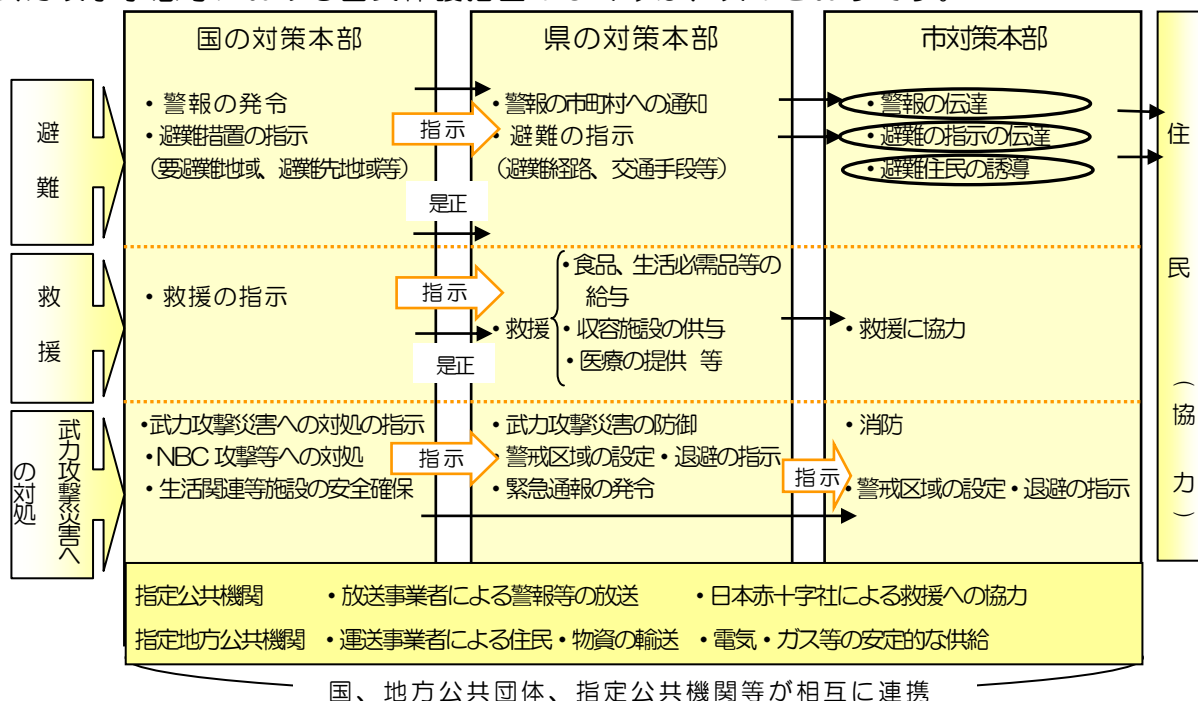
〇市は、国民保護法その他の法令、県国民保護計画を踏まえ、国民の協力を得つつ他の関係機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務があります。

〇逗子市国民保護計画の構成は、次のとおりです。

第 1 編 総論	◆市の責務、計画の位置づけ、構成等◆国民保護措置に関する基本方針◆市及び関係機関の事務又は業務の大綱◆市の地理的・社会的特徴◆市国民保護計画が対象とする事態
第 2 編 平素からの備えや予防	◆組織・体制の整備等◆避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え◆物資及び資材の備蓄、整備◆国民保護に関する啓発
第 3 編 武力攻撃事態等への対処	◆初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置◆市対策本部の設置等◆関係機関相互の連携◆警報及び避難の指示等◆救援◆安否情報の収集・提供◆武力攻撃災害への対処◆被災情報の収集及び報告◆保健衛生の確保その他の措置◆国民生活の安定に関する措置◆特殊標章等の交付及び管理
第 4 編 復旧等	◆応急の復旧◆武力攻撃災害の復旧◆国民保護措置に要した費用の支弁等
第 5 編 緊急処理事態への対処	

市及び関係機関の事務又は業務

〇武力攻撃事態等における国民保護措置のしくみは、次のとおりです。



国民保護計画が対象とする事態

○国民保護計画が対象とする事態は、次のとおりです。

● 武力攻撃事態

- ① 着上陸侵攻の場合 ② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
- ③ 弾道ミサイル攻撃の場合 ④ 航空攻撃の場合

● 緊急処理事態

- ① 攻撃対象施設等による分類
 - ・危険性を内在する物質を有する施設
 - ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等
- ② 攻撃手段による分類
 - ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

第2編 平素からの備えや予防

組織・体制の整備

- 市は、武力攻撃が発生した場合、迅速な対応がとれるよう消防本部と連携して24時間即応可能な体制を確保します。
- 市は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、職員の参集基準を定めます。
- 市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関との連携体制を整備します
- 市は、武力攻撃事態等における警報等情報の受伝達を迅速かつ確実に行えるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、各種通信手段の活用のための体制の整備等に努めます。
- 市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時適切に実施するための体制を整備します。
- 市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等の対処能力の向上を図ります。

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え

- 市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、想定される避難経路や相互の支援の在り方等について、近隣市町と意見交換を行います。
- 市は、訓練等の実施により、近隣市町との緊密な連携を確保します。
- 市は、避難住民の誘導に当たり、避難行動要支援者への支援体制を考慮した避難対策を講じます。
- 市は、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。
- 市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や県の実施する救援を補助する場合に備えて、市の行う救援についてあらかじめ必要な準備を行います。
- 市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めます。
- 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力します。
- 市は、県が指定した避難施設に関する情報を共有するとともに、県と連携して住民に周知します。
- 市は、市が管理する公共施設等における警戒等の措置を実施します。

物資及び資材の備蓄、整備

- 防災のための備蓄は国民保護措置のための備蓄と相互に兼ねるものとします。武力攻撃事態等において特に必要となる物資や資材などについては、県と連携しつつ対応します。

国民保護に関する啓発

- 武力攻撃災害による被害を最小化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、適切に行動する必要があるため、市は、様々な媒体を活用し、普及啓発を図ります。

第3編 武力攻撃事態等への対処

初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

● 事態認定前の体制の整備及び初動措置

○市は、武力攻撃事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合は、情報収集などの初動対応を行います。

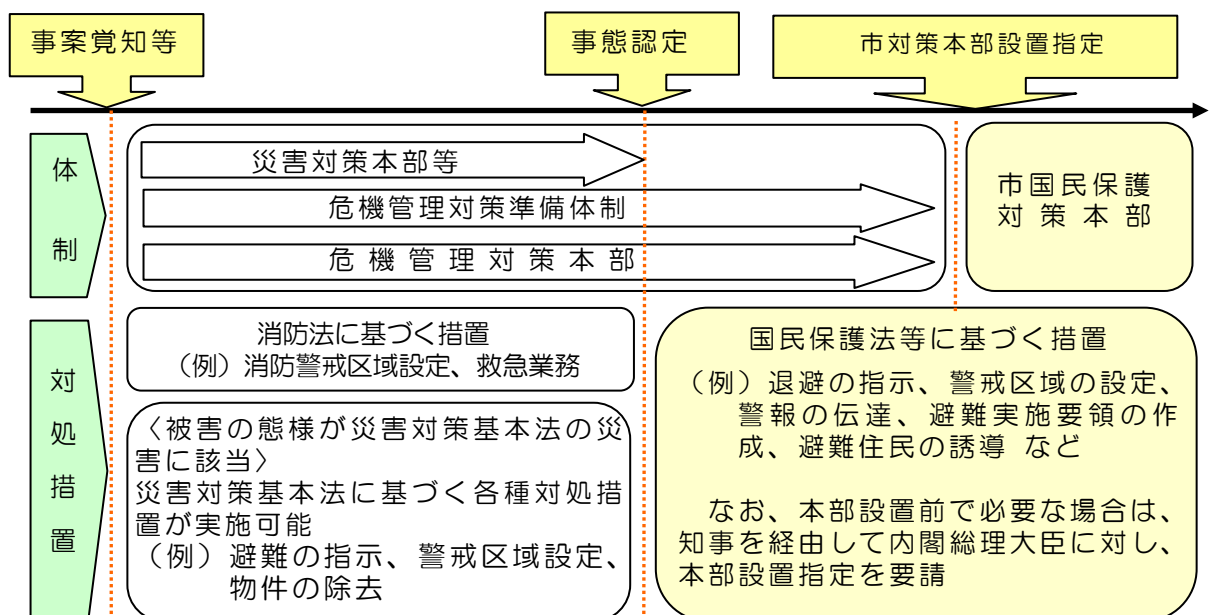
○市は、事態の推移に伴い、副市長を長とする危機管理対策準備体制を構成します。

○市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、市長を本部長とする危機管理対策本部を設置します。

● 警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合

○市は、国から警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合には、危機管理対策準備体制を立ち上げ、又は危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図ります。

【事案の覚知等から本部設置までの流れ】



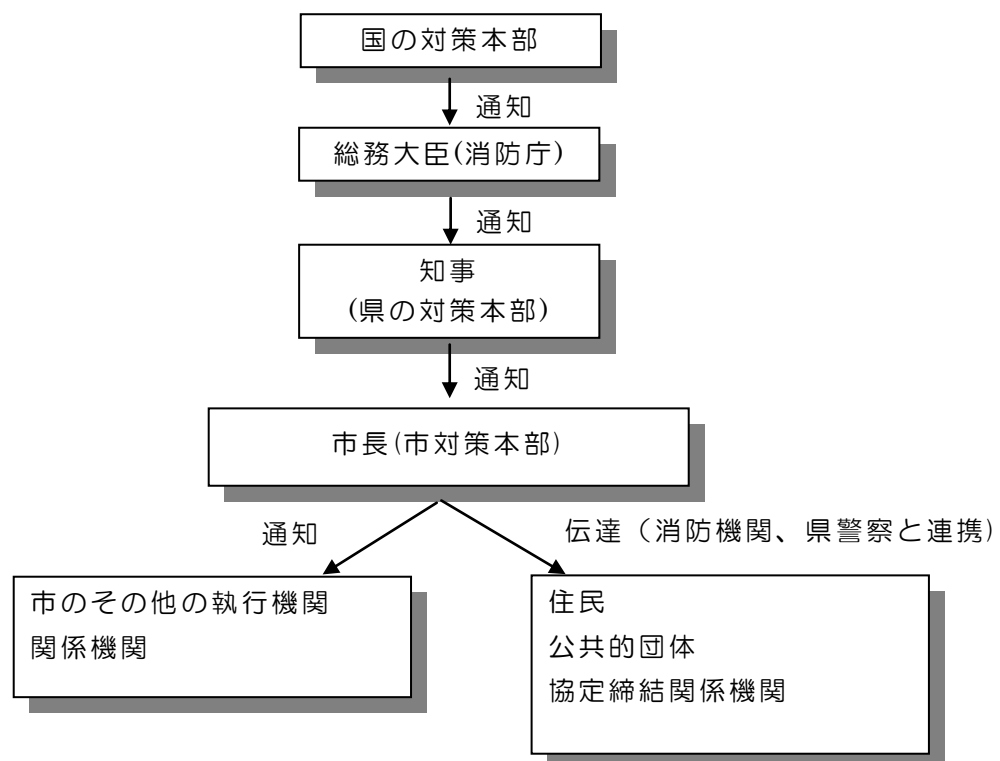
市国民保護対策本部の設置等

- 市は、国からまたは知事を通じて、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、市国民保護対策本部を設置し、市民の避難や救援などの国民保護措置を総合的に推進します。
- 市は、正確な情報を適時かつ適切に市民に提供できるよう広報責任者を設置します。
- 市は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施、また関係機関との連絡調整のため必要があると認めるときは、現地対策本部を設置します。
- 市は、被災現地における消防機関、県、県警察、自衛隊、医療機関などの活動や調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、現地調整所を設置します。

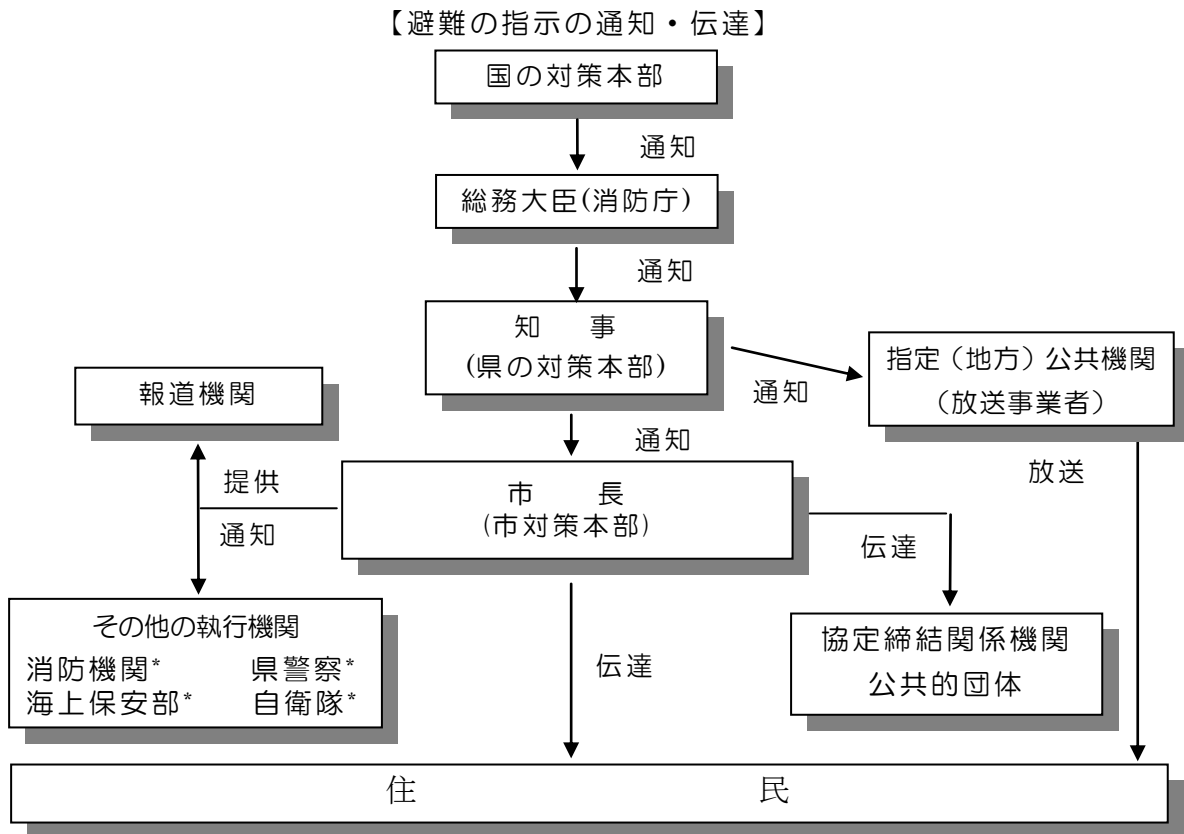
警報及び避難の指示等

- 市は、県から警報の通知を受けたときは、速やかに住民及び関係団体に警報を伝達します。

【警報の通知・伝達】



○市は、県から避難の指示の通知を受けたときは、市民に対して避難の指示を伝達するとともに、避難実施要領を策定します。



*：避難実施要領の内容連絡の場合に適用

○市長は、市職員及び消防を指揮し、自治会、学校、事業所などを単位として避難住民を誘導します。

○市は、市職員及び消防のみでは十分な対応が困難な場合は、警察や自衛隊などによる住民の誘導を要請します。

救 援

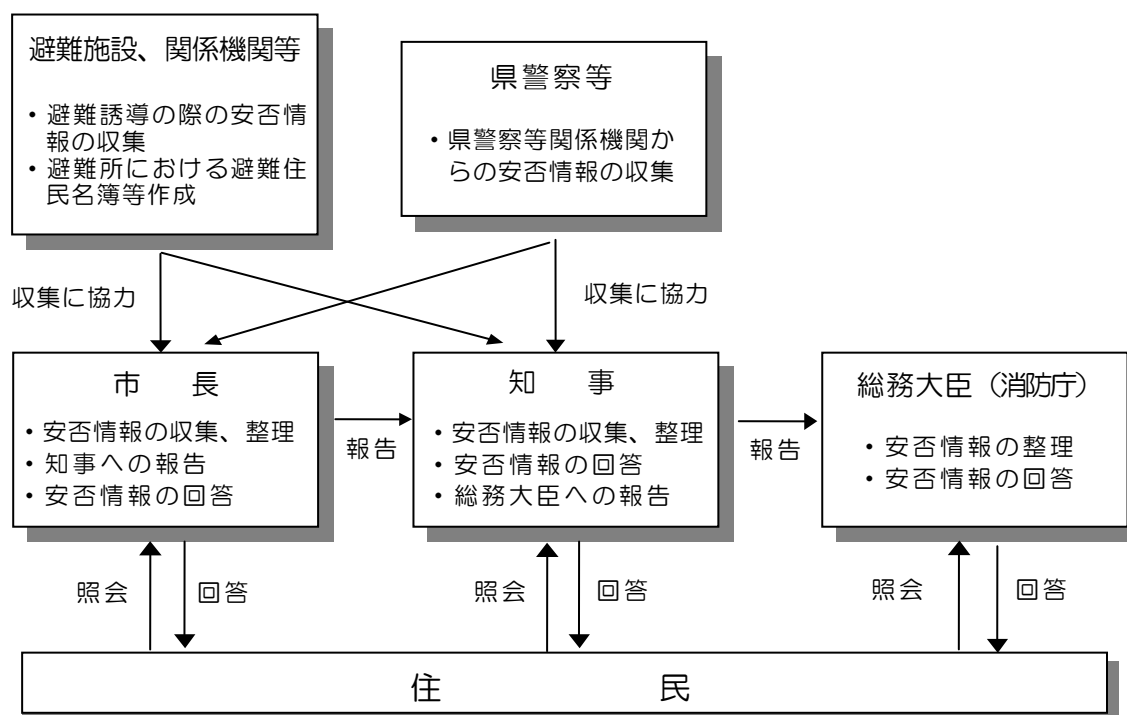
○市は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、関係機関と連携し、避難住民や被災者に対し、救援を行います。

○市は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定するとともに、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知します。

安否情報の収集、提供

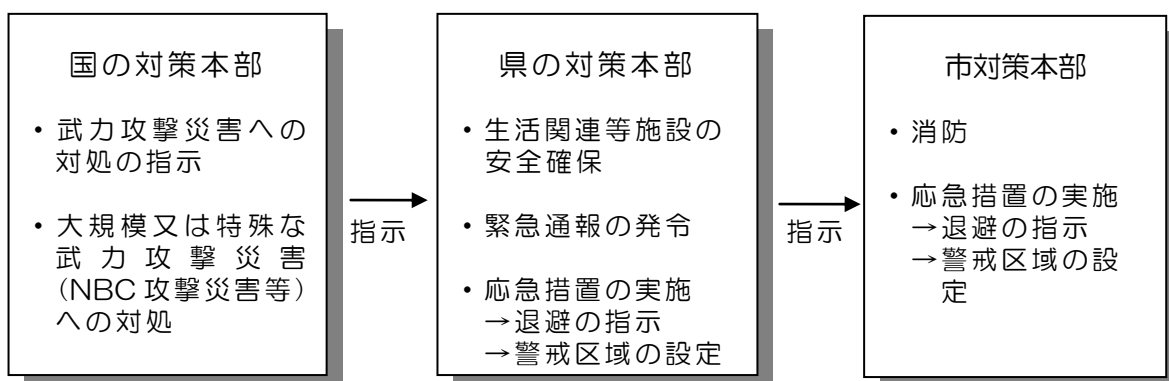
○市は、避難所で安否情報の収集・提供を行います。また、医療機関や学校などからの情報収集、警察への照会などにより安否情報の収集を行います。
○市は、市民等からの安否情報の照会についての対応窓口を設置し、個人情報の保護に留意しつつ安否情報を提供します。

【安否情報の収集、整理及び提供】



武力攻撃災害への対処

○市は、国や県の関係機関と協力して、生活関連等施設の安全確保、放射性物質などによる汚染拡大の防止、警戒区域の設定、消火や被災者の救助などの消防活動を行います。



第 4 編 復旧等

応急の復旧

- 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全確保した上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。
- 市は、武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方針にしたがって、県と連携して武力攻撃災害の復旧を実施します。
- 市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

第 5 編 緊急対処事態への対処

- 緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。